

市民活動・消費生活に関する情報をお届けします。

# ライフパル通信

Contents //

市民活動コーナー  
消費生活コーナー  
ライフパルからのお知らせ



2017.11

Vol. 67



おおいたNPO博



第40回 みんなの消費生活展



消費生活プチセミナー「買う前に! シニア向けスマートフォン体験講座」



みんなでささえる市民活動NPO活動推進セミナー



笑顔広がる折り紙教室

1Fミーティングコーナー  
活用風景

バルクんの顔出しパネルを作成し、1Fフロアに設置しています。お気軽にご利用ください。

# 市民活動コーナー

今回は、「民間公益活動を促進するための“休眠預金等”に係る資金の活用に関する法律」の概要について紹介します

## 「休眠預金等」とは

10年以上入出金等の異動がない「預金等」を指します。「預金等」は預金保険法、貯金保険法の対象商品(財形貯蓄等は除く)であり、金融機関は「預金等」の存在を「預金者等」に通知し、預金者等の所在が確認できない預金等について、HPで公告を行ったうえで、**預金保険機構**に移管します。

## 休眠預金活用の意義と目的

預金者等が名乗りを上げないままとなっている休眠預金等は、払戻額を差し引いても、毎年700億円程度にものぼっています(平成25~27年度)

この預金等の公共的役割に照らし、預金者等に払い戻す努力を尽した上で、休眠預金等を広く国民一般に還元することを目的に法律ができました。

(活用分野)

人口の減少、高齢化の進展等の経済社会情勢の急速な変化が見込まれる中で、**国及び地方公共団体が対応することが困難な社会の諸課題の解決を図ることを目的として民間の団体**

**が行う公益に資する活動**(※)であって、これが成果を収めることにより国民一般の一層の増進に資することとなるもの(以下「民間公益活動」という。)に活用すること。

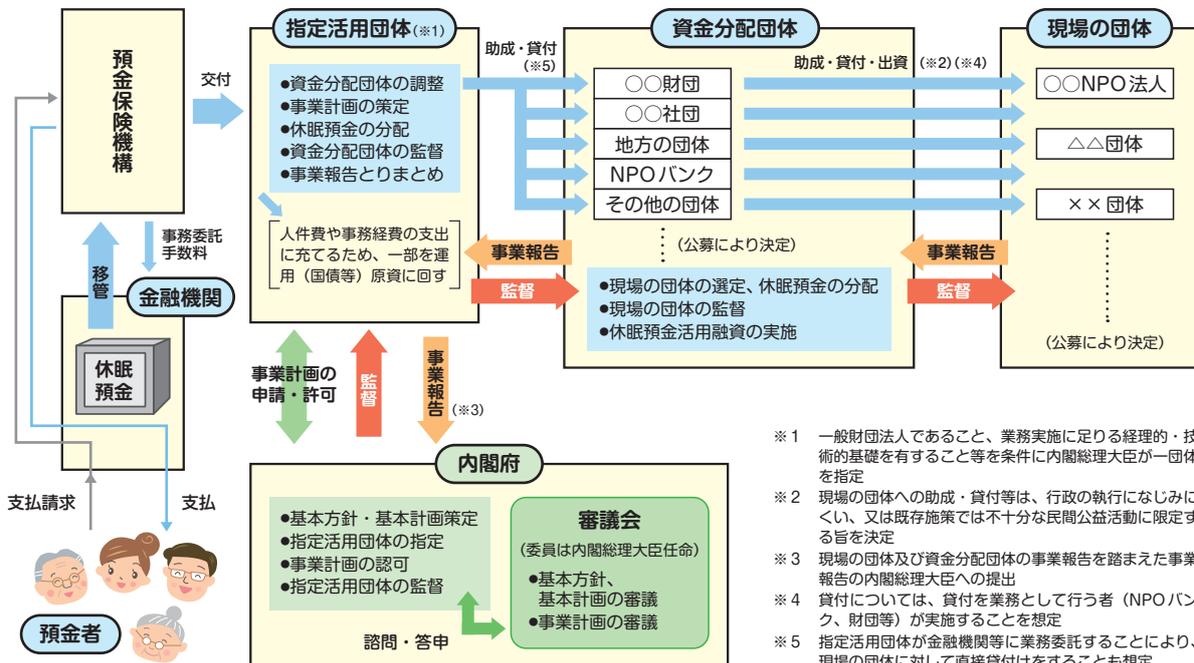
※公益に資する活動とは

- ①子ども及び若者の支援に係る活動
- ②日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動
- ③地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動

実際に活用の対象となる休眠預金が発生するのは、法施行が整った平成31年1月1日からとなり、休眠預金等交付金の交付は平成31年秋頃からの予定となっています。その間に資金分配団体に対する助成、貸付け等を行う**指定活用団体**の指定などが行われます。

現在、**資金分配団体**や**現場の団体**に関わる具体的な事項は示されていないようであり、団体の皆様には今後の動きを注視していただきたいと思います。ライフパルでも状況が具体的になればまたお知らせしたいと思います。

## ●事業のイメージ (休眠預金活用推進議員連盟 HP より)



- ※1 一般財団法人であること、業務実施に足りる経理的・技術的基礎を有すること等を条件に内閣総理大臣が一団体を指定
- ※2 現場の団体への助成・貸付等は、行政の執行になじみにくい、又は既存施策では不十分な民間公益活動に限定する旨を決定
- ※3 現場の団体及び資金分配団体の事業報告を踏まえた事業報告の内閣総理大臣への提出
- ※4 貸付については、貸付を業務として行う者(NPOバンク、財団等)が実施することを想定
- ※5 指定活用団体が金融機関等に業務委託することにより、現場の団体に対して直接貸付けをすることも想定

# 消費生活コーナー

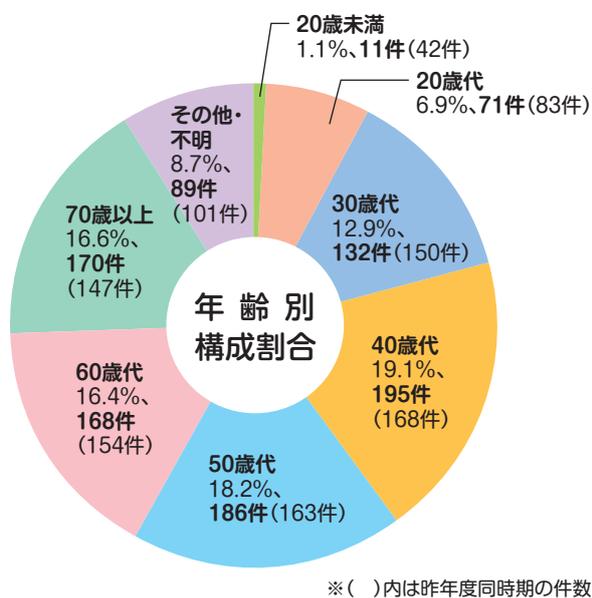
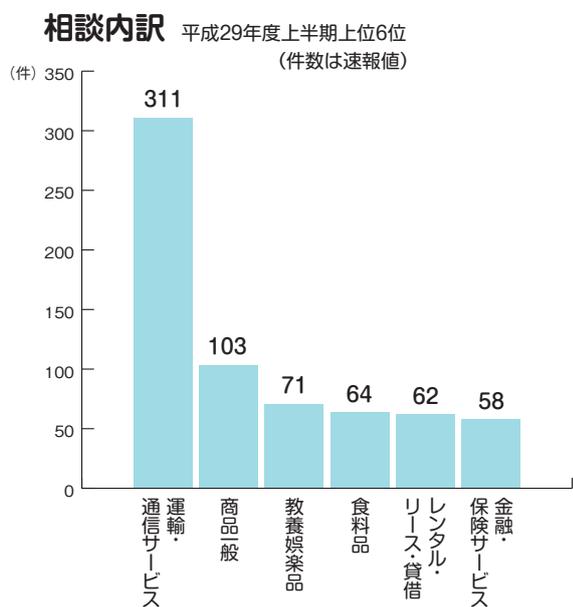
## 平成29年度上半期の消費生活相談状況をお知らせします

平成29年度上半期の相談件数は1,022件で平成28年度の同時期の1,008件から14件（1.4%）増加しています。

相談の内訳をみると、前年と同様にアダルト情報サイトや有料動画サイトの架空請求メールを含む「運輸・通信サービス」が最も多く、「総合消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」といったハガキによる架空請求を含む「商品一般」、新聞や携帯電話などの「教養娯楽品」、健康食品などの「食

料品」、賃貸アパートの退去時の原状回復などの「レンタル・リース・貸借」が上位を占めています。なお、最も相談件数の多い「運輸・通信サービス」は前年同時期より29件の増加となっており、全体の相談件数の30.4%を占めています。

また、年代別に見ると、40歳以上の世代からの相談件数が増加傾向にある一方、30歳未満の世代は減少傾向にあります。特に、20歳未満の方からの相談は31件減少しています。



## 気をつけよう！ 暮らしの注意情報

### 架空請求のメールやハガキに注意!!



**事例①** スマートフォンに「有料動画の未納料金が発生しています。本日中に連絡が無い場合は法的手続きを行います」とのSMS（ショートメッセージ）が入り、業者に連絡させ、代金を請求する事例。



**事例②** 法務省管轄支局を名乗り、「総合消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」といった郵便はがきにより、代金を請求する事例。



いずれも業者に連絡をさせて、言葉巧みにコンビニなどでギフト券などを購入させ、代金をだまし取る架空請求の事例です。

当然、契約は成立していませんので、代金を支払う必要はなく、業者からの請求は無視して、相手にしないことが大事です。不安な時は一人で悩まず、消費生活センターなどの相談窓口にご相談しましょう。



悪質商法、契約トラブルなどで困った時は、

**消費生活相談専用電話**

**☎097-534-6145**

なお、全国共通の3ケタの電話番号（消費者ホットライン「188」[いやや]）に電話して郵便番号を入力するなど行えばお住まいの地域の消費生活相談窓口をご案内します。

# (( )) ライフパルからのお知らせ (( ))

## ライフパル行事予定

手編みリフォーム教室	11月25日(土)・12月23日(土)・1月27日(土)・2月24日(土) 13時～15時
笑顔広がる折り紙教室	11月29日(水)・1月31日(水) 10時～12時
裂き織り教室	11月24日(金)・12月1日(金)・2月9日(金)・2月23日(金) 10時～12時、13時～15時
切り絵教室	11月18日(土)・1月20日(土) 13時～15時
消費生活プチセミナー 「親子で学ぼう! おこづかいのこと」	12月9日(土) 10時～12時
県市共同開催 「NPOのためのノウハウを学ぼう! 『ファンドレイジング』セミナー」	12月6日(水) 【第1部】14時～17時 【第2部】18時～20時30分
おもちゃ病院	12月3日(日)・1月7日(日)・2月4日(日) 10時～15時
野菜等朝市	久住野菜市/毎週水曜日・土曜日の9時頃～午前中 吉野野菜市/毎週金曜日の9時半頃～午前中 ゆうゆう朝市/木曜日の9時半頃～午前中(月3回)



## イベント終了のお知らせ

### 「おおいたNPO博」にご来場いただきありがとうございました!

去る9月30日(土)、JRおおいたシティ大分駅  
府内中央口広場にて、大分市初開催の「おおいた  
NPO博」を実施いたしました。

当日は天候にも恵まれ、また総合司会として  
ミュージシャンの大野タカシさんを起用したことが  
功を奏して、約2500人と多数ご来場いただき好評  
裏に終了いたしました。

また、ブース出展22団体、ステージ発表11団体、  
遊び広場4団体のご参加をいただき、明るく楽しく、  
賑やかな雰囲気の中で、NPO法人や市民活動団体  
の活動紹介と、市民の皆さんが地域活動団体や学生  
達と交流を図ることができました。

ブースやステージ参加者はじめ、お手伝いいた  
だいたボランティアの皆さんに心より厚くお礼申し上  
げます。

なお、当日の様子は  
ライフパルHPで紹介  
していますのでご覧  
ください。



## 消費生活セミナー開催のお知らせ

### お墓の問題、これで解決!

無料

- 日時 平成29年11月29日(水) 午前10時～12時
- 場所 植田市民行政センター 貸会議室1
- 対象 市民30名(先着順)
- 講師 NPO法人市民後見ささえあい(理事)阿部 秀幸氏
- 内容 最近のお墓事情と終活に関すること
- お申し込み・お問い合わせ先  
11月15日(水)から電話(097-573-3770)にて受付

### 夢をかなえる小さな節約術

— 大分県金融広報委員会との共催 —

無料

- 日時 平成30年2月15日(木) 午前10時30分～12時
- 場所 コンパルホール 3F多目的ホール
- 募集人員 300名(先着順)
- 講師 節約アドバイザー 丸山 晴美氏
- お申し込み方法  
ライフパルHPや市報等でお知らせします。
- お申し込み・お問い合わせ先
  - ①大分県金融広報委員会  
(大分市長浜町2-13-20 日本銀行大分支店内)  
Tel.097-533-9116 Fax.097-538-7085
  - ②大分市市民活動・消費生活センター(ライフパル)  
Tel.097-573-3770 Fax.097-537-7271

■開館時間 平日9:00～21:00 土日祝9:00～17:00

■休館日 月曜日(ただし、月曜日が祝日の場合は翌日)

■相談業務 ●NPO法人等の市民活動に関する相談  
平日9:00～21:00 土日祝9:00～17:00

●消費生活に関する相談  
毎週火～金曜日9:00～18:00(受付) 土曜日9:00～16:00(受付)  
※日曜日、祝日は行っておりません。

消費生活相談専用電話 097-534-6145

アクセス  
Map

